

【令和3年度予算額 100百万円（2,300百万円）】

【令和2年度第3次補正予算額 2,400百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

○令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

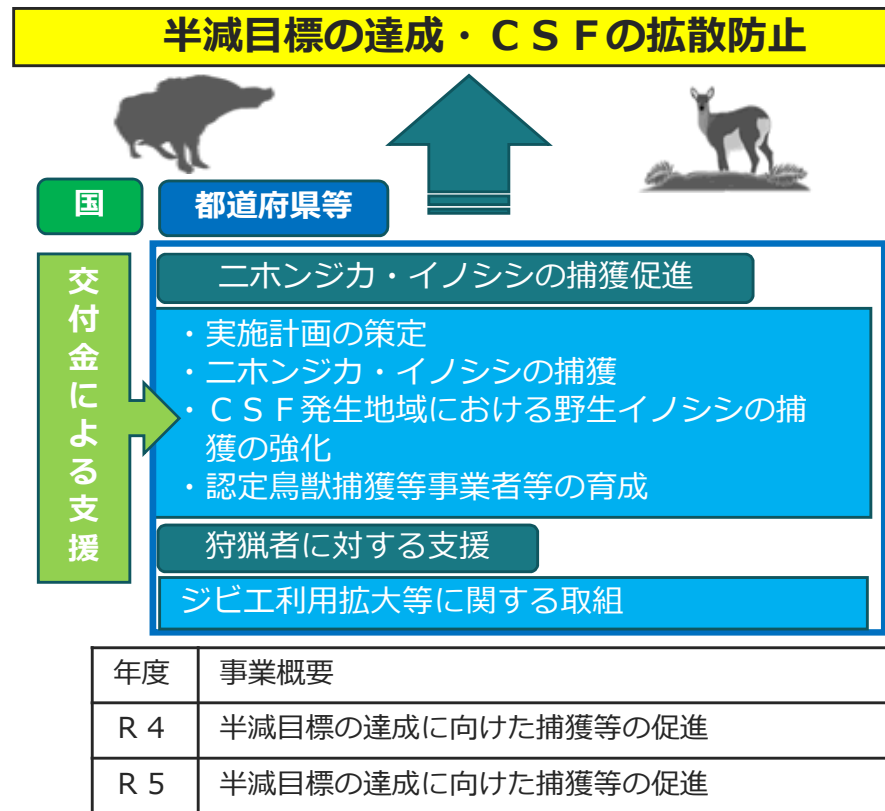
ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



【参考】指定管理鳥獣捕獲事業費

各事業の概要

交付対象事業	交付対象事業者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	都道府県 協議会	➤ 都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県	➤ 事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲については事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	都道府県 協議会	➤ 事業費10,000千円を上限とする定額
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	都道府県 協議会	➤ 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	都道府県	➤ 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	都道府県	①ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 ➤ 1頭9千円上限とする定額（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ➤ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 ②捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援（新規） ➤ 1頭8千円上限とする定額（シカ・イノシシ各1頭目から支払い） ➤ 処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）